

発議案第36号

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第
1項の規定により提出します。

平成24年12月14日

八千代市議会

議長 江野澤 隆之 様

| | | | | | | |
|-----|----------|---|---|---|---|---|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 嵐 | 芳 | 隆 | 印 | |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 木 | 下 | 映 | 実 | 印 |
| | 同 | 橋 | 本 | 淳 | 印 | |
| | 同 | 林 | 隆 | 文 | 印 | |
| | 同 | 堀 | 口 | 明 | 子 | 印 |
| | 同 | 松 | 井 | 秀 | 雄 | 印 |
| | 同 | 安 | 原 | 哲 | 印 | |

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたしたい。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、「第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第6項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第2項」に、「第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第5項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項」に改める。

第2条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「第109条第6項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び」を削り、「第115条の2第2項」の次に「（第109条第5項において準用する場合を含む。）」を加え、「第109条第5項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び」を削り、「第115条の2第1項」の次に「（第109条第5項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。